

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組状況・予定	取組主体
建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	1(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	府が発注する建設工事については、最新の積算基準及び単価を反映した適正な予定価格を設定する。	積算基準に基づき適切かつ明確な積算を行う。単価についても社会情勢を踏まえ、定期的に改定を行うとともに、一般資材単価については毎月改定を行う。	京都府
	建設工事従事者の安全及び健康を確保するためには、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である		積算及び実勢単価について業界の意見を吸い上げ官公庁と協議を深めながら調査研究を行う。	京都府建設業協会
			昨今の、資材価格高騰を踏まえた実勢単価の反映と安全経費の確保を含めた適正な予定価格の設定を要請する。	京都府建設産業団体連合会
			必要な安全衛生経費を計上する。府発注工事においては、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」(以下「元下指針」という。)の遵守を契約で義務化するとともに、工事費内訳書へ安全衛生経費の総額を記載するよう求めている。府内建設業者を対象とした建設業者研修において、周知徹底を図る。	京都府
			建設工事関係者連絡会議において国、府、市町村、建設業労働災害防止協会京都府支部(以下「建災防」という。)等への周知徹底を図る。	京都労働局
			「直接工事費」「共通仮設費」に含まれる安全衛生経費が適切に計上されているか等、官公庁と協議を深めながら調査研究を行っている。京都府から通達される元下指針について会員企業への周知徹底を行う。	京都府建設業協会
			安全衛生経費が下請まで行き届くよう、標準見積書の活用の普及徹底を図る。	京都府建設産業団体連合会
		元請負人及び下請負人は、労働安全衛生法第30条において、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることが義務付けられている。府は、労働災害防止対策の実施に必要な経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることについて、建設工事の受発注者に対して周知徹底を図る。	府内建設業者を対象とした建設業者研修において、周知徹底を図る。府発注工事においては、元下指針の遵守を契約で義務化している。	京都府
			建設工事関係者連絡会議において国、府、市町村、建災防等への周知徹底を図るとともに、各種会議等を活用し、建設工事の受発注者に安全衛生経費に係る理解を促進させる。	京都労働局
			会員企業を対象に京都府主催の建設業者研修はもとより、京都府から通達される元下指針について会員企業への周知徹底を行う。	京都府建設業協会
			傘下団体の会員へ国土交通省、京都府、京都市等からの通達の周知徹底を行う。	京都府建設産業団体連合会
		府が公契約の適正化を進めるために平成24年に策定した「公契約大綱」に規定する「府発注の公共工事に係る下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保」を図る。	府内建設業者を対象とした建設業者研修において、周知徹底を図る。府発注工事においては、元下指針の遵守を契約で義務化している。	京都府
			下請負人へのしわ寄せ防止に特に配慮が必要な低入札基準価格未満で契約した工事や元下指針で規定する下請け次数を超える工事においては、下請け業者も含め、賃金の支払い状況を工事着手前等に確認するなど発注者として重点的に確認している。	京都府
			会員企業を対象に京都府主催の建設業者研修はもとより、京都府から通達される元下指針について会員企業への周知徹底を行う。	京都府建設業協会
			府専門工事業体団体会議を開催し、しわ寄せを受ける専門工事業の実態や課題を集約したうえで、関係機関等への要望活動を実施する。	京都府建設産業団体連合会
	* 立入検査や建設業取引適正化推進月間等において、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。		建設業法第31条に基づく立入検査や建設業法研修会を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。また、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の普及を図る。	近畿地方整備局

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組状況・予定	取組主体
	1(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 工期の設定については、建設工事従事者の災害防止、健康保持等の観点から、平成 30 年7月に改訂された国の「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に沿って、週休二日の実現に向けた適正な工期を設定する必要がある。		府発注工事において、原則、週休2日制工事の対象として取り組んでいる。毎年度改定する積算基準に工期の適切な算定方法を掲載し、適正な工期設定を徹底するとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が完成しない見込みの場合は、適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。 府発注工事において、年度当初に上半期及び年度発注目標を設定するとともに、債務負担行為予算、明許繰越予算を早期確保し、適正な工期を設定した上で平準化を考慮した発注を行う。 「債務負担行為」や「繰越制度」等の一層の活用、適正な工期の設定により、発注や施工時期の平準化の徹底を図っていただくよう発注者に対して要望 働き方改革の推進や熱中症対策の実施等を図るため、週休2日の確保や、猛暑による不稼働日等を考慮した適正な工期設定と適切な工程管理、施工の平準化、納期の分散化を要望する。	京都府 京都府建設業協会 京都府 京都府建設業協会 京都府建設産業団体連合会
		週休二日の実現に向けた適正な工期設定を徹底するため、府は、積算基準に工期の適切な算定方法を掲載し、適正な工期設定を徹底するとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が完成しない見込みの場合は、適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。	府発注工事において、原則、週休2日制工事の対象として取り組んでいる。毎年度改定する積算基準に工期の適切な算定方法を掲載し、適正な工期設定を徹底するとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が完成しない見込みの場合は、適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。	京都府
		一時期に工事が過度に集中することを避けるため、早期発注のための目標設定及び積算の前倒し、債務負担行為、繰越制度の積極的な活用等により施工時期を平準化する	府発注工事において、年度当初に上半期及び年度発注目標を設定するとともに、債務負担行為予算、明許繰越予算を早期確保し、適正な工期を設定した上で平準化を考慮した発注を行う。	京都府
		発注見通しを公表するなど、計画的な発注を実施する。	府発注工事において、発注見通しを年度当初、9月、12月に公表する他、補正予算に伴い追加発注が大幅に見込まれる場合等は、追加して公表している。	京都府
		* 公共工事においては、通常、発注者において工期が設定されており、工事の特性等を踏まえ、適正に工期を設定するとともに、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、週休2日を前提とする工期設定をし、契約後、受注者の責によらない工期変更が必要となった場合には、受発注者間協議のうえ、週休2日を達成するために必要な工期変更を行う。	近畿地方整備局
		* 一時期に工事を過度に集中させないための施工時期の平準化等について努めるものとする。	適正な工期を確保するための国庫債務負担行為(「2か年国債」や「ゼロ国債」)や翌債、余裕期間制度を活用し、より一層公共工事の施工時期の平準化に努めていく。	近畿地方整備局
		* 工期の設定に当たっては、前述のガイドラインを踏まえ、発注者と受注者とが協力しながら、建設工事従事者の週休二日(4週8休含む)の実現や長時間労働の是正について努めるものとする。	契約後、受発注者間でクリティカルパスや課題など、工事工程に影響が懸念される情報の共有をルール化しており、より一層週休2日に向けて取り組む。 民間発注者に対し、働き方改革に対する理解の促進および週休2日の確保のため、長時間労働の是正、適正な工期の設定、「第三次・担い手3法」の周知・徹底を要望する。	京都府建設産業団体連合会
	責任体制の明確化	一括下請負の禁止、適正な下請契約の締結、技術者の適正な配置等、建設業法等関係法令や元下指針に規定する事項が遵守されるよう、建設業法第31条に基づく立入検査の実施。京都府建設業構造改善・育成研修の開催等を通じて、元請負人、下請負人双方への徹底を図る。	府発注工事において、元下指針遵守の周知徹底を図る。立ち入り検査を実施する。府内業者を対象とした建設業者研修において周知徹底を図る。	京都府
		* 下請契約において、建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、研修会・パトロール・現場指導を通じて、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。	建設工事現場に対する臨検監督等を実施する(通年)。	京都労働局
			建災防と連携し、パトロールを実施する(年6回程度)。	京都労働局
		* 立入検査・研修会等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	建設業法第31条に基づく立入検査や建設業法研修会を通じて、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	近畿地方整備局

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組状況・予定	取組主体
建設工事の現場における措置の統一的な実施	3(1) 建設業者間の連携の促進	府発注工事において、作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等が適切に行われているかを、施工プロセスチェックリストを活用して確認するなど、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。	府発注工事において、施工プロセスチェックにより実施する。 元下指針等に基づく業者指導の徹底を図る。 京都府から通達される元下指針について会員企業への周知徹底を行う。 「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づく指導を実施する(通年)。 職長・安全衛生責任者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育を実施する。 職長教育はCCUSレベル判定重要資格として重視。5年ごとの能力向上教育も推奨。	京都府 京都府建設業協会 京都労働局 建設業労働災害防止協会京都府支部 全京都建築労働組合(NPO法人京都府建設技能教習センター)
	3(2) 一人親方等の安全及び健康の確保 建設工事の現場における安全の確保を推進するためには、建設工事従事者全員を対象に、建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。	労働法制上の保護の対象とならない一人親方等についても、業務中に被災した情報を府が把握したときには速やかに京都労働局に情報提供を行い、適切な災害防止対策を講じるための基礎資料の充実を図る。 一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者が一人親方等の安全及び健康に適切な配慮を行えるとともに、一人親方等がその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識を習得できるよう、関係機関と連携して支援を促進する。	提供された情報に基づき、必要な災害調査等を実施し、他の現場を含め再発防止対策を水平展開する(通年)。 ※令和9年1月より、一部の一人親方(個人事業主)等が被災した際に労働基準監督署への「業務上災害の報告」が義務付けられる。 建設工事現場に対する臨検監督・指導及び各種会議等において、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者には義務付けた改正省令(令和5年4月施行分及び令和7年4月施行分)の履行確保及び周知を徹底するとともに、今後、段階的に施行される個人事業主等の安全衛生対策に関する改正省令(令和7年5月14日公布)の周知を図る。 厚労省委託「個人事業者等の安全衛生確保事業」に基づく「現場パトロール」を実施。「個人事業主等安全衛生研修会」を7月に開催(R8年度は全基連が受託し、京都府では京建労が実施)。また、令和7年6月の熱中症対策義務化に合わせて、チラシ・宣伝物を作成、令和8年は熱中症対策のほり第二弾「熱中症ボード」を作成し普及中。 京都木造家屋等建築工事労働災害防止対策協議会の一員として安全意識向上の会議を開催し、来年度に向けて企画を具体化する。 「建設業における一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」により啓発活動等を実施(R4厚生労働省委託事業)。 令和5年度からの第9次建設業労働災害防止5か年計画の重点事項に「一人親方等の安全衛生管理の推進」を掲げ、国の第14次労働災害防止5か年計画に呼応して必要な対策について、周知啓発に取り組む。 建設業労働災害防止対策実施事項のⅢ「会員が実施する重点実施事項」において、9「労働者の健康確保対策の徹底」の「労働者」を「作業者」に修正するとともに、12「一人親方など(個人事業者)等の安全衛生管理の推進」を追記した。	京都労働局 京都労働局 全京都建築労働組合 全京都建築労働組合 建設業労働災害防止協会京都府支部
	3(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底 一人親方等は労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないが、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入することができる。	現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう元請負人等に周知・指導を行うとともに、京都府建設業構造改善・育成研修や建設業法第31条に基づく立入検査等の機会を通じて、一人親方等の労災保険への特別加入の積極的な促進を図る。	窓口でのパンフレット配布、京都労働局ホームページでの広報等により制度の周知に努める(通年)。 一人親方特別加入団体、労働保険事務組合を設置し、制度周知や加入促進を図る(リーフレットの作成、説明会の開催など)。 ※令和8年3月末時点、第一種特別加入2,750人、第二種特別加入3,600人	京都労働局 全京都建築労働組合

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組状況・予定	取組主体
建設工事の現場の安全性の点検等	4(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進 建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。	リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、府発注工事の工事成績評定において、安全衛生活動の創意工夫を評価する取組を推進する。	府発注工事の工事成績評定において、創意工夫等で評価することにより推進に努めている。	京都府
		安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。	災害事例、事業場等の安全活動の「見える化」の取組事例、転倒災害防止対策事例等をホームページで公開している。	京都労働局
			職長のためのリスクアセスメント講習を実施する。	建設業災害防止協会京都府支部
		府が実施する関係機関と連携した合同安全パトロールに加え、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。	毎年、定期的な安全パトロール等を実施し、請負業者の安全意識の向上に努めている。	京都府
			建災防と連携し、安全パトロールを実施する（年6回程度）	京都労働局
			R8年度の事業計画として、労働災害の未然防止及び安全管理の徹底に資するため、設備工事現場をパトロールし結果を会員に周知する。	京都府空調衛生工業協会
	4(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。		
		生産性や安全性の向上に寄与する工法等の普及を促進するため、ICT活用工事の試行拡大や工事成績評定において新技術の活用を評価することを通じて、i-Constructionの推進を図る。あわせて、ICT建機等の導入に活用できる府の「中小企業総合応援事業費」（中小企業知恵の経営ステップアップ事業費）の活用を促進する。	・一定規模以上の土木工事、舗装工事及び河川浚渫工事において、ICT活用工事を実施する。またICT工事の積算基準を国に準拠し制定する等、活用環境を整備する。	国、京都府
			国土交通省等の施策についての周知促進・理解促進を目的に、i-Constructionの推進に関する講習会又は意見交換会を実施	京都府建設業協会
		国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）による新技術の効果的な活用を推進する。	国土交通省等の施策についての周知促進・理解促進を目的に、建設産業育成支援セミナーと題して「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）に関する講習会を実施	京都府建設業協会
		建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策に留意するとともに、処遇の改善（働きやすい職場づくり）のための助成である府の「就労環境改善サポート補助金」「多様な働き方推進事業費補助金」の活用を促進する。	各種会議等におけるエイジフレンドリー指針及びエイジフレンドリー補助金の周知及び活用勧奨を図る（通年）。	京都労働局
		* ICT建設機械やUAV（ドローン等）を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」や「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。	・デジタル技術を活用して社会資本や公共サービスを変革し、安全・安心で豊かな生活を実現するインフラ分野のDXの普及促進を図る。 ・「公共工事等における新技術活用システム」により新技術の活用を促進し、施工性や安全性の向上、作業の効率化や環境対策への取組を推進する。	近畿地方整備局
			生産性向上の推進や安全性確保の観点から開催した無人航空機各種講習会で資格取得した有資格者による有効活用の方法の研究及び利用の推進を図る。	京都府建設産業団体連合会

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組状況・予定	取組主体
建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	5(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進		臨検監督・指導及び各種会議等において、「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」に基づく教育の受講勧奨を図る(通年)。	京都労働局
			労働災害統計及び災害事例を京都労働局ホームページで公開する(通年)。	京都労働局
			組合員への啓発に取り組むとともに(研修会の開催、機関紙等)、事業所へ熱中症資料を配布し、学習会を案内する。	全京都建築労働組合
	5(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。	建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について、積極的な情報の収集・発信を図る。	建設工事の職場環境改善実施担当者講習を実施するとともに、京都府建設業労働災害防止大会及び安全表彰を実施する。	建設業労働災害防止協会京都府支部
			連合京都労働安全衛生対策委員会において、京都府内の労働災害発生状況の確認を行うとともに、各種セミナーの開催や情報交換を行い、労働災害の防止ならびに労働者の安全と健康の確保に取り組んでいる。	日本労働組合総連合会京都府連合会
			例年4月末に開催している連合京都の京都中央メーデー・地域メーデーにおいて、「労働安全衛生世界デー(4/28)」の周知啓発に取り組んでいる。	
			全国安全週間(準備期間6月1日～30日、本週間7月1日～7日)、全国労働衛生週間(準備期間9月1日～30日、本週間10月1日～7日)の周知及び取組事項の徹底を図る。	
			京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会と連携し、京都ゼロ災3か月運動(7月1日～9月末)の周知及び参加勧奨を図る。	京都労働局
			建設業無災害表彰の実施(通年)。	
			全国安全週間(7月)における京都府南部(3分会)の現場支部/パトロール、労働災害防止強調月間(11月)における京都府中部、北部(8分会)の現場支部/パトロールを実施する。 近年多発する、自然災害からの復旧・復興安全衛生確保支援事業を各分会で実施する。	建設業労働災害防止協会京都府支部
		* 公共工事の発注者は、一定規模以上の工事等特定の建設工事について、完了時における建設業者の安全衛生管理を評価するよう努め、建設現場における自主的な取組を促進する。	「京都ゼロ災3か月運動」「全国安全週間」「全国労働衛生週間」「安全衛生優良企業公表制度」などの周知及び取組事項の徹底を図る。	京都労働局
			「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(キャンペーン期間5月～9月)の周知及び取組事項の徹底を図る。	
			R8年度の事業計画として、安全意識の向上を図るため、全国安全週間や全国労働衛生週間に備え安全大会を開催する。	京都府空調衛生工業協会
墜落・転落災害の防止対策の充実強化	6(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等 建設工事の現場においては墜落・転落災害が最も多く、府内においても、平成30年に発生した労働災害の1/3以上を占めている		直轄工事では、工事成績評定時に評価を行っている。	近畿地方整備局
		墜落・転落災害の減少に向けて、府発注工事における施工プロセスチェックリストを活用した確認等を通じて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。	府発注工事において、施工プロセスチェックにより実施する。 元下指針等に基づく業者指導の徹底を図る。 府内業者を対象とした建設業者研修において周知徹底を図る。	京都府
			建設工事現場に対する臨検監督・指導等により法令遵守の徹底を図る(通年)。特に令和5年10月及び令和6年4月施行の足場に係る改正労働安全衛生規則等の周知を行う。	京都労働局
			京都府下の建災防における安全指導者(約110名)に対する安全講習を実施し、監督署及び安全対策専門家より法令遵守の徹底指導を受ける。	建設業労働災害防止協会京都府支部
			工事発注者や受注者等が参加する工事安全協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介し、官民連携して事故撲滅を目指す。 毎年度「工事等事故防止重点対策項目(社会的影響に繋がる事故)」を設定し、記者発表や安全大会等で周知し、事故の安全対策強化を図る。 ニュースレターあんぜん(整備局HP掲載)を月刊で発行し、日連連等各種業界にも情報発信を行い、事故撲滅に取り組む。	近畿地方整備局
	6(2)「より安全な措置」等の普及	厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る。	工事現場に対する臨検監督・指導及び各種会議等において、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進を図るとともに、厚労省委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)」による調査・診断、説明会の活用を促す。	京都労働局
			フルハーネス型安全帯使用作業特別教育を実施する。	建設業労働災害防止協会京都府支部 全京都建築労働組合(NPO法人京都府建設技能教習センター)
			足場の組立等特別教育、足場の組立等作業主任者技能講習、足場の組立等能力向上教育を実施する。	建設業労働災害防止協会京都府支部 全京都建築労働組合(NPO法人京都府建設技能教習センター)

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第4章 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項			取組予定	取組主体
建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	1(1) 社会保険等の加入の徹底	府発注工事の下請業者について社会保険加入業者に限定する範囲の段階的拡大や建設業許可申請時・経営事項審査受審時の厳格な審査を通じて、建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入を徹底し、元下指針において規定している雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入及び保険料の適正な納付の遵守を周知徹底する。	社会保険等の加入対策のさらなる強化のため、未加入である建設許可業者が京都府発注工事の元請・下請に参入することを禁止する。	京都府
			府発注工事において、入札結果の公表時において予定価格に含まれる法定福利費概算額を公表するとともに、入札時の工事費内訳書及び契約時の請負代金内訳書に自社が負担する法定福利費概算額を明示することを義務付ける。	
			発注官庁より通達される建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入を徹底及び元下指針において規定している雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の周知	京都府建設業協会
			元下指針に基づいて安全衛生経費確保のため、標準見積書の活用の普及促進に努める。	京都府建設産業団体連合会
			母体として京都建築国民健康保険組合(建築国保)を運営し、「健保適用除外制度」の活用で適正な社会保険加入を推進する。「標準見積書」の活用で、法定福利費や労務費・必要な安全経費の内訳明示を推奨。	全京都建築労働組合
		契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。	府内業者を対象とした建設業者研修において周知徹底を図る。	京都府
			組合員への啓発に取り組む(リーフレットの作成、説明会の開催等)。10代新加入者には働く形態を意識的に聞き取る。	全京都建築労働組合
			近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会の場を活用し、京都府及び建設業者団体等と連携し、取組状況の情報共有を図ることで、社会保険等の加入対策を進める。	近畿地方整備局
	* 近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)を通じて、建設業者団体等と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。	建設業者に対する立入検査や研修会を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。	建設業法研修会を通じて、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。	
			平成29年4月から2次下請以下についても社会保険等加入業者に限定している。作業員名簿を提出させることで、未加入対策、現場入場対策を行う。	
		* 公共工事の発注者は、発注工事における加入確認や保険担当機関への未加入情報の提供を行う。	平成29年10月から指名停止及び工事成績評定の減点を実施している。	
			未加入業者の入札参加停止措置、工事成績評定の減点等の対策を行う。	
	1(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようになるため、平成31年4月に本格運用が開始された「建設キャリアアップシステム」の普及に向け、府が主催する研修会等を通じた周知等を行う。	府内業者を対象とした建設業者研修において周知徹底を図る。	京都府
			総合評価競争入札の加算点や工事等成績評定において、建設キャリアアップシステムを活用する企業を評価している。	
			建設キャリアアップシステムのリーフレットを経営事項審査の通知及び建設工事競争入札参加資格審査結果通知時に同封するなどにより周知している。	京都府建設業協会
			建設キャリアアップシステム申請窓口を設置	
		* 近畿地方整備局は、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようになるため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。	関係行政団体や業界団体と意見交換及び情報の共有化を図り、キャリアアップシステムの普及促進に努める。	京都府建設産業団体連合会
			建設キャリアアップシステム認定登録機関窓口を設置している。	全京都建築労働組合
			制度の周知と、技能者・事業者登録を推進する(リーフレットの作成、説明会の開催等)。就業履歴蓄積をめざし、カードリーダー等の環境整備とキャリアリンク等の電話登録を推奨。	
			組合員が行う「技能者登録料」「レベル判定手数料」「施工能力等の見える化評価手数料」に対する費用を助成している。 ※「レベル判定」は令和7年度209件。登録料は振興基金より全額補助キャンペーン中	
			各種説明会などの場において、建設キャリアアップシステムについて、広報活動を行い、システムの活用を推進する。	近畿地方整備局

京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画 取組状況

第4章 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項			取組予定	取組主体
1(3)「働き方改革」の推進		発注者の理解と協力の促進を図りつつ、適切な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保、ICT活用等を通じて、府内の建設業における働き方改革及び生産性向上を進める。	府発注工事において、適切に工期設定するとともに、週休2日制工事の実施、ICT活用工事の試行に取り組んでいる。	京都府
			物価高騰、人手不足等様々な影響を受けている事業者の事業継続を図るため、事業者が実施する生産性向上に向けた設備導入や人材育成等に掛かる費用の一部を補助する。	京都府
			「京都府建設業労働時間削減推進協議会」等において、時間外労働の上限規制の周知、働き方改革による生産性向上の要請等を行う。	京都労働局
			適切な工期設定、週休2日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保、ICT活用等について発注官公庁と意見交換会を通じて協議を深めながら調査研究を行う。	京都府建設業協会
			働き方改革関連法の周知や「働き方改革」実践例普及のためのチラシ・リーフレット作成する。また、社労士を講師に「働き方改革セミナー」を開催するとともに、「人にやさしい経営」が担い手確保になるとの啓発活動に取り組む。	全京都建築労働組合
			建設産業を取り巻く状況・課題の共有化を図り、週休2日の確保、時間外労働の削減のため、適正な工期の設定、i-Construction等の活用による生産性の向上のため京都府建産連セミナーを開催する。	京都府建設産業団体連合会
			令和8年度の事業計画に基づき、以下の行動計画を作成している。 ・会員企業向けに建設DXを用いた業務効率化のための勉強会・見学会の開催 ・休日を確保するための入職者確保に関する施策の実施 ・若年技術者採用のため、京都府立工業高校・京都工学院高等学校での出前授業の実施 ・電気工事業では推進できていない外国人材受け入れのための調査研究 ・発注者・関係諸機関に適正工期・適正な賃金確保の理解を得るための陳情活動・意見交換会の実施 ・会員の課題解決のための窓口を設置し、会員会社の意見・困りごとの集約 ・猛暑対策についての情報交換	京都電業協会
			令和7年度事業計画として「働き方改革の推進に関する行動計画」を定め、BIMに関する研修会実施を通じてBIMの活用を図り、施工現場の生産性向上及び省力化の取組を推進する。	京都府空調衛生工業協会
		京都府労働相談窓口における労働相談の実施や、多様な働き方を推進するための助成である府の「多様な働き方推進事業費補助金」の活用促進を通じて、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。	京都府労働相談所において、来所・電話・メール・WEBによる労働相談を受け付けるとともに、多様な働き方推進事業費補助金により多様な働き方を推進する企業支援に取り組んでいる。	京都府
	*	近畿地方協議会を通じて、建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。	近畿地方協議会を通じて、建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。	
	*	建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステムの周知を図る。また、建設工事の工期の適正化に向けて、改正建設業法における著しく短い工期による請負契約の締結禁止等の周知を図る。	建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステムの周知を図る。また、建設工事の工期の適正化に向けて、改正建設業法における著しく短い工期による請負契約の締結禁止等の周知を図る。	近畿地方整備局
	*	発注者においても、週休二日(4週8休含む)の確保や国の公共工事設計労務単価の活用、i-Construction等のICT活用を通じて、建設現場における働き方改革の推進支援に努める。	・週休2日を前提とする工期設定を行い、ICT等のツールを活用し、建設現場における働き方改革推進に努める。 ・BIM/CIM推進。 ・工事関係書類の削減・簡素化(不要、過度な書類作成削減、ペーパーレス化、紙・電子の二重提出削減、検査時の書類削減等) ・遠隔臨場 ・インフラ分野のDXアクションプラン(第2版)に基づき、DX化を推進	近畿地方整備局
1(4)女性活躍のための環境づくり		男女を問わず誰もがいきいきと働きやすい建設現場の労働環境の整備や、子育てや介護が必要な時期など人生の各段階の個人の置かれた状況に応じて柔軟な働き方が選択でき働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境づくりを促進する。	組合として「大手現場従事者会議」を開催し、女性技能者の要求を把握する。女性技能労働者が「大手企業交渉」に参加し(積水ハウス)、適切なトイレ設置など女性の立場で要求し、サニタリーボックスや暗証番号付き快適トイレなど要求をさらに具体化している。誰もが働きやすい現場づくりに向けた「女性技能者」へのアンケートを実施し集いを開催。「女性技能者目線のトイレ基準」を作成し公表。	全京都建築労働組合